

要介護認定・要支援認定関係資料外部提供について

●申請の前にご確認ください。

在宅の場合・・・「居宅サービス計画作成依頼届出書」か「介護予防サービス計画作成依頼届出書」を提出してください。

施設入所者の場合・・・入所連絡票を提出してください。

(すでに提出されている場合は不要です。)

●資料の提供は原則、**申請の翌日以降**です。(認定結果が出ている場合)

◇市外の事業所からの申請や、お急ぎの場合

必ず**事前に電話でご連絡ください**。申請書の提出と引き換えに資料をお渡しします。

事前の連絡がなかった場合は、翌日以降の提供となります。

●本人または主治医の同意のないものは提供できません。

郵送での受付について

必要なもの

①要介護（要支援）認定関係資料提供申請書

②返信用封筒（切手貼付） ・ 1名分 定形封筒（長形3号）110円切手貼付
・ 2名以上 定形外封筒（角形2号）180円切手貼付

③在宅の場合・・・居宅（介護予防）サービス計画作成依頼届出書
施設入所者の場合・・・入所連絡票または契約書の写しなど > (すでに提出されている場合は不要)

上記①②と、新規の場合③を **かいご課まで送付してください。**

【宛先】

〒762-8601

香川県坂出市室町二丁目3番5号

坂出市健康福祉部かいご課 宛